

東京辰巳国際水泳場利用時の感染防止策チェックリスト

(大会主催者向け①)

全般的な事項

- 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者及び観戦者が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものをHPや施設内の適切な場所（各施設の入口等）に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障害者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること

利用日以前の対応

大会主催者は、参加者及び観戦者（以下、「参加者等」と総称）に対し、「東京辰巳国際水泳場利用時の感染防止策チェックリスト（参加者等が遵守すべき事項）」の内容を、大会要項又はHP等で周知・徹底すること

- 参加者等が以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせるよう促し、場合によっては参加をお断りすることがある旨を確実に周知すること。
 - 以下の症状があるなど、体調がよくない場合
 - 平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上）
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 参加者に対し以下の事項を遵守するよう、利用日前に周知すること。
 - 施設利用当日はマスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
 - 施設利用の際はこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
 - 施設利用の際は他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
 - 施設利用の際は大きな声で会話、応援等をしないこと
 - 施設利用の際は感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従うこと
 - 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者は施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告できるようにすること。

東京辰巳国際水泳場利用時の感染防止策チェックリスト

(大会主催者向け②)

利用当日の対応

- 参加者等に対し、「東京辰巳国際水泳場利用時の感染防止策チェックリスト（参加者等が遵守すべき事項）」に記載されている各事項の遵守を求めるとともに、主催関係者入口や参加者受付場所に掲示するなどして確実に周知すること
- 参加者等に対し、「東京辰巳国際水泳場利用時の感染防止策チェックリスト（参加者等が遵守すべき事項）」により症状の有無等を確認し集約したうえで、主催者は「体調管理チェックシート」へ記載し、施設管理者に提出すること。
その際、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（非接触型機器などを活用して利用者を検温し、発熱者に対しては入館を制限する）
- 主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、利用当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1か月以上）を定めて保管しておくこと
- 入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底すること
- 参加者が運動時以外、特に会話をするとときにマスクを準備しているか確認すること
- マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとる等、無理をしないことについて注意喚起すること
- 参加者等が密な状態になるおそれがある場合は、利用制限を行うこと
- 施設利用前後のミーティング時において、三つの密（密閉・密集・密接）を避けること
- 参加者等に対し「東京版新型コロナ見守りサービス」など接触確認アプリへの登録を促すこと。

感染者発生時に向けた対応

- 利用終了後2週間以内に、主催者スタッフ、参加者等関係者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合には、速やかに施設管理者へ報告し、正確な実態把握を実施すること

施設の特性に応じた対応

□プール

- プールの遊泳時は、密な状態とならないようにすること
- レーンの端で固まって休むなど、プール内やプールサイドで人が密集しないようにすること
- プール用具を複数の参加者が共用しないようにするため、参加者が所有するプール用具を持参してもらうよう周知するなど、配慮して準備すること
やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- 参加者等にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った参加者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること

□プール以外の諸室

- 換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 手の触れる箇所をこまめに清掃するなど、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること

東京辰巳国際水泳場利用時の感染防止策チェックリスト

(大会主催者向け③)

施設の特性に応じた対応

□受付

- 主催者スタッフが使用する制服や衣服は、こまめに洗濯すること
- 施設の入口や受付窓口をはじめ施設内各所に手指消毒剤を設置し、入場者の手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図ること
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 感染防止対策として受付等で透明ビニールカーテンを使用する場合、大きな声での会話による飛沫感染を防ぐため、必要に応じてボード等でコミュニケーションをとること
- 参加者等が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること

□手洗い場所、トイレ

- 施設管理者が実施する感染症対策を遵守し、主催者スタッフ及び参加者等に周知すること
 - 手洗いは30秒以上
 - ハンドドライヤー利用の中止
 - 手洗い後のアルコール手指消毒
 - 個室ではない便器（男性用小便器など）の一部利用制限

□更衣室、招集所、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- 休憩スペースでは、座席間のスペースを十分にとり、対面で食事や会話をしないようにすること
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者等の数を制限する等の措置を講じること
- ドライヤー利用や共用タオルの使用は中止すること
- 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないよう管理し持ち帰ることを周知徹底すること
- 室内又はスペース内で複数の主催者スタッフが触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 扇風機又はサーキュレーター使用、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- 主催者スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること

□観客席

- 施設に観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、入場待機列や入退場動線のソーシャルディスタンスの確保や、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること
- 会話をする場合はマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

□イベント主催者等がスポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと

- 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）
- 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

□その他

- イベント
 - 事前に施設管理者に感染リスクへの対応状況を報告すること（感染リスクへの対応が不十分と判断した場合は、さらなる対応をお願いすることがあります）
 - 参加者等が遵守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じること

【参考】

東京都 「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン」

参加者及び観戦者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください
 - ※該当する場合は、ご利用をお断りすることがあります（利用当日に書面で確認を行います）
 - 利用当日の体温（おおむね37.5度以上）
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱（おおむね37.5度以上）
 - 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 体調が優れなくなった場合には、すぐに主催者スタッフに申し出てください
- マスクを持参してください（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください（水が付きやすいプール環境では効果が落ちる可能性があるため、水をふき取る等して乾燥面への使用を心がけてください）
- 他の参加者、主催者スタッフや施設管理者等との距離（できるだけ2m以上）を確保してください（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください
- 感染防止のために主催者や施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従ってください
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、必ず主催者に対し速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください
- 入退場時や施設利用前後のミーティング等においても、三つの密（密集・密接・密閉）を避けてください
会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮してください
- 「東京版新型コロナ見守りサービス」など、接触確認アプリへの登録にご協力ください

参加者等がスポーツ（水泳等）を行う際の留意点

□十分な距離の確保

- スポーツの種類に関わらず、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- 強度が高いスポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意を必要があること
（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

□水泳時においてプール内やプールサイドに、鼻汁や唾、痰をはくことは極力行わないこと

□タオルの共用や水泳用具の共有はしないこと

□飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

□飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば冷水機や排水溝）に捨てないこと

□受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用すること

注意：水泳直後等でマスクを着用している際に息苦しさを感じた時は、すぐにマスクを外し、休憩をとるなど、無理をしないように十分注意してください。

※運動・スポーツ中のマスクの着用はご利用者様のご判断によりますが、マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなったり、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があります。

2020.09.27更新

【参考】

東京都「都立スポーツ施設等の再開館に向けた感染拡大防止ガイドライン」